

令和4年3月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第3号	議案名	町税等の減免申請の期限の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について			
目的	天災その他特別の事情がある場合等の減免申請期限を「納期限前7日まで」から「納期限まで」に改め、減免申請者の利便性の向上を図るもの。					
内容	<p><b>1 概要</b></p> <p>天災その他特別の事情がある場合等の減免申請期限を「納期限前7日まで」から「納期限まで」に改めるもの。</p> <p><b>2 背景及び目的</b></p> <p>町税の減免は、地方税法に「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において〇〇税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、〇〇税を減免することができる。」と規定され、琴浦町税条例で税目ごとに減免対象を定めており、その申請期限は全税目で「納期限前7日まで」としている。</p> <p>地方税法 第323条(市町村民税の減免)、第367条(固定資産税の減免)、第463条の23(種別割の減免)、第605条の2(特別土地保有税の減免)、第717条(水利地益税等の減免)</p> <p>平成27年3月に、総務省により税条例(例)における減免の申請期限が「納期限前7日まで」から「納期限(前〇日)まで」に改められ、納期限(前〇日)部分は納期限又は納期限前の任意の日数を市町村の判断で決定するものとされた。</p> <p>このたび、鳥取県市町村税務協議会(19市町村で構成)から県内市町村統一的な取り扱いをしてはどうかとの提案があり、減免にかかる申請期限を納期限までに見直すもの。</p> <p>あわせて、同様の規定をしている国民健康保険税条例および介護保険条例も改正するもの。</p> <p><b>3 影響・効果</b></p> <p>町税等の減免申請期限の延長により、従来減免決定できなかったものが可能となり申請者の利便性の向上が図られる。</p>					
補足事項	施行期日 令和4年4月1日					